

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の公表について(令和2年3月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20200306	有限会社和栄タクシー (法人番号 4190002011816) 代表 者中村和晃	三重県志摩市志摩町和具 1903番地1号	鵜方営業所	三重県志摩市阿児町神明 才庭1828-1、1828-2	文書警告(処分日車数 20日車のため、一般貸 切旅客自動車運送事業 者に対する行政処分等 の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3 項	令和元年12月18日、監査方針に基づいて監 査実施。2件の違反が認められた。(1)運送引 受書の記載不備(旅客自動車運送事業運輸規 則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2) 点呼の記録記載不備(運輸規則第24条第5 項)	21	2
20200306	有限会社KRB観光バス (法人番号 8180302025604) 代表 者大河原勝也	愛知県豊田市花沢町上行 田14番地	瀬戸営業所	愛知県瀬戸市広之田町21 7番地1	文書警告(処分日車数 10日車のため、一般貸 切旅客自動車運送事業 者に対する行政処分等 の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3 項	令和元年12月13日及び同年同月24日、監査 方針に基づいて監査実施。2件の違反が認め られた。(1)運送引受書の記載不備(旅客自動 車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条 の2第1項)、(2)運行指示書の記載不備(運 輸規則第28条の2第1項)	69	1
20200310	株式会社東海バスオレ ンジシャトル(法人番 号1080101013306)代 表者清水修	静岡県伊東市渚町2番地2 8号	沼津営業所	静岡県沼津市大平字中堀 合1790-1、1791、17 92-1、1793-1	文書警告(処分日車数 40日車のため、一般貸 切旅客自動車運送事業 者に対する行政処分等 の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3 項	令和元年11月20日、監査方針に基づいて監 査実施。1件の違反が認められた。点呼の実施 義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第2 4条第1項及び第2項)	4	4
20200312	土屋佳男(TT観光自動 車)	愛知県名古屋市区西區枇杷 島三丁目1-36-1	TT観光自動車 営業所	愛知県犬山市大字犬山字 甲塚46-1	文書警告(処分日車数 50日車のため、一般貸 切旅客自動車運送事業 者に対する行政処分等 の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3 項(以下「法」)	令和元年12月10日、監査方針に基づいて監 査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務員台帳 の作成義務違反(旅客自動車運送事業運輸規 則(以下「運輸規則」)第37条第1項)、(2)乗務 員台帳の記載不備(運輸規則第37条第1項)、 (3)報告義務違反(法第94条第1項)、(4)運行記 録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1 項)	18	5
20200318	株式会社 伊賀交通 (法人番号 5190001008507) 代表 者中元実	三重県伊賀市西明寺 2807-1	本社営業所	三重県伊賀市西明寺280 7-1	輸送施設の使用停止 (80日車)	道路運送法第27条第3 項	令和元年12月20日、監査方針に基づいて監 査実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施 義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以 下「運輸規則」)第24条第1項及び第2項並び に第3項)、(2)点呼の記録記載不備(運輸規則 第24条第5項)、(3)運行記録計による記録義 務違反(運輸規則第26条第1項)	21	8

20200306	有限会社KRB観光バス(法人番号8180302025604) 代表者大河原勝也	愛知県豊田市花沢町上行田14番地	本社営業所	愛知県豊田市花沢町上行田13	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和元年12月13日、監査方針に基づいて監査実施。1件の違反が認められた。乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業者運輸規則第21条第1項)	69	0
20200325	丸山運送株式会社(法人番号4190001008664) 代表者堀岡孝	三重県伊賀市栢川82-10	本社営業所	三重県伊賀市栢川82番地の10	事業停止(3日)及び輸送施設の使用停止(40日車)、文書警告	道路運送法(以下「法」)第23条第1項	平成30年5月31日、監査方針に基づいて監査実施。5件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任違反(旅客自動車運送事業者運輸規則(以下「運輸規則」)第47条の9第1項)、(2)運送引受書の記載不備(運輸規則第7条の2第1項)、(3)乗務員台帳の記載不備(運輸規則第37条第1項)、(4)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)報告義務違反(法第94条第1項)	4	4
20200325	株式会社大地観光バス(法人番号5180001103531) 代表者孟艶	愛知県常滑市末広町2-83-1(ラティエラ常滑A棟102号)	常滑営業所	愛知県常滑市末広町2-83-1(ラティエラ常滑A棟102号)	輸送施設の使用停止(220日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項	令和元年11月21日及び同年11月26日、監査方針に基づいて監査実施。10件の違反が認められた。(1)運賃料金の適正収受違反(法第9条の2第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業者運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(4)運転者に対する指導監督の記録違反(運輸規則第38条第1項)、(5)運送引受書の記載不備(運輸規則第7条の2第1項)、(6)運送引受書の写しの保存義務違反(運輸規則第7条の2第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(運輸規則第45条)、(8)点呼の記録記載不備(運輸規則第24条第5項)、(9)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(10)乗務時間等の基準の遵守違反(運輸規則第21条第1項)	36	22